

「長野県新型コロナウイルス等対策行動計画」の改定について

改定のポイント

- 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、有事に際して迅速に対応するため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図る
- 有事に際しては、政府の基本的対処方針及び行動計画の様々な選択肢を参考に、基本的対応方針を作成し、対応を行う

改定の背景

【コロナ対応を振り返っての課題】

平時の準備不足

- ・主にインフルエンザを想定した現行の計画
- ・検査体制や医療提供体制の立ち上げ
- ・国等との連携の課題

変化する状況への機動的な対応

- ・変異等による複数の波への対応と長期化
- ・対策の切替えのタイミング
- ・社会経済活動とのバランス

情報発信の課題

- ・可能な限り、科学的根拠に基づく情報発信
- ・行動制限を伴う対策の意図などの情報伝達
- ・感染症に係る差別・偏見の発生

【政府行動計画の改定】

- ・コロナ対応を踏まえてR6.7月に改定されたため、特措法※に基づく県の行動計画改定が必要

※新型コロナウイルス等対策特別措置法

改定の理念

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指す

対策の目的及び基本的戦略

○ 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する

- ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造の時間を確保
- ・流行のピーク時の患者数を少なくして医療提供体制への負荷を軽減し、適切な医療体制を確保
- ・適切な医療の提供により、重症者や死亡者数を減少

○ 県民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを行い、県民生活及び社会経済活動への影響を軽減
- ・県民生活及び国民経済の安定を確保
- ・地域での感染症対策により、欠勤者数を減少
- ・事業継続計画の作成・実施により、経済活動を維持

基本目標

感染症危機に対応できる平時からの体制作り

- ・平時からの備えの充実、備えの維持
- ・有事における迅速な初動体制の構築
- ・訓練を通じた不断の点検・改善
- ・D Xの推進、人材育成など対応能力の強化

県民生活及び社会経済活動への影響の軽減

- ・バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・情報共有
- ・情報提供・共有による県民の理解の増進
- ・身体、精神、社会的に健康であることの確保

対策の実施に当たっての基本的人権の尊重

- ・必要最小限の行動制限
- ・感染症についての差別・偏見の防止
- ・患者や家族、医療関係者の安心の確保
- ・社会的弱者への配慮

対策の改定ポイント

Ⅰ 平時の準備の充実

- ・実践的な訓練
- ・協定締結により医療提供体制や検査体制等を整備
- ・個人防護具の備蓄
- ・人材育成を含めた体制整備

Ⅱ 柔軟かつ機動的な切替え

- ・状況の変化に応じて、対策を切替え
- ・対応段階を6から3（準備期・初動期・対応期）に分け、対策項目ごとに切替えタイミングを示す

Ⅲ 幅広い感染症に対応する対策の整理

- ・新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に対策を整理
- ・中長期的に複数の波が来ることも想定

Ⅳ 対策項目の拡充

- ・7項目だった対策項目を、課題となった項目を中心に独立させ、13項目に拡充

Ⅴ 各対策項目の横断的視点

- ・3つの横断的視点を設定し、各対策項目の取組を強化
- ① 人材育成 ② 国と地方公共団体との連携 ③ D Xの推進

各分野の取組

対策項目	準備期	初動期	対応期
①実施体制	国、県、市町村、JIHS、指定公共機関、医療機関等における人材育成や実践的な訓練 国、市町村等との連携強化	- 県対策本部の設置 (必要に応じて条例設置) 国、JIHSと連携し、関係機関との情報共有を行いつつ、基本的対応方針を決定 - 必要に応じて人員体制の強化	国、JIHSと連携し、関係機関との情報共有を行いつつ、基本的対応方針を改定 - 必要に応じて応援職員要請や総合調整・指示
②情報収集・分析	国、関係機関との連携強化含む体制整備・運用状況確認訓練やDX推進 医師からの届出に電磁的な方法を活用するよう、医療機関へ協力依頼 - 平時からの情報収集・分析及び有事に向け情報内容や把握手段の整理	- 感染症・医療に関する包括的なリスク評価 - 県民生活及び県民経済の状況に関する収集 - 得られた情報や対策に関する県民等との共有	- 感染症対策の判断に際し、包括的なリスク評価及び県民生活及び県民経済の状況の考慮⇒対策の見直し、切替え - 得られた情報や対策に関する県民等との共有
③サーベイランス（新）	- 感染症サーベイランスの実施体制の構築や発生届等の電磁的届出の促進を図る等のDXの推進 - 平時からの感染症サーベイランス実施、分析結果の提供・共有	- 準備期からの感染症サーベイランスの継続に加えて、当該感染症に対する疑似症サーベイランスの開始 - リスク評価等に基づく感染症サーベイランス体制の強化	- 流行状況に応じた感染症サーベイランスの実施 - 新型インフルエンザ等の発生状況に応じた実施体制の見直し、適切な感染症サーベイランス実施体制への移行
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 感染症対策について県民等が適切に判断・行動できるよう - 感染症危機に対する理解を深める - リスコミの在り方の整理・体制整備	- 感染拡大に備えて、科学的知見等に基づく正確な情報を県民等に的確に提供・共有し、準備を促す 誹謗中傷相談窓口を設置（双方向コミュニケーション）、対応期も継続	- 県民等の関心事項等を踏まえつつ、対策への理解を深め、リスク低減のパートナーとして適切な行動につながるよう促す 感染症の特性を発信することや、感染状況のわかりやすい指標を設定し、地域ごとの感染状況の目安を示す
⑤水際対策（新）	円滑かつ迅速な水際対策を講ずるため、平時から、水際対策に係る体制整備や研修、訓練、システムの整備を実施	- 国等と連携して迅速に水際対策を実施し、準備時間を確保 海外からの旅行者等への対応について、健康監視での通訳等の体制整備のため、関係団体等に対応を依頼	状況に応じた対策の強化・緩和・中止を踏まえ、県内に滞在する入国者への対応等を実施
⑥まん延防止	まん延防止対策を機動的に実施するため、有事に県民・事業者の協力を得るための理解促進を図る	迅速な県内でのまん延防止対策（患者への入院勧告・措置や濃厚接触者への外出自粛要請等）実施のための準備	病原体の性状や、ワクチン・治療薬の普及等の状況変化により、対策の強度を柔軟に切替え（医療と経済のバランス）
⑦ワクチン（新）	- 供給、接種体制を構築・強化 - ワクチンに関する基本的な情報の提供や予防接種事務のデジタル化の取組みを推進 - 予防接種やワクチンへの理解を深める啓発の実施	ワクチンの流通、接種に必要な体制について、市町村等の関係機関と連携し整備を進める	- 流行株の変異状況や副反応等の情報に注意しながら、確保したワクチンの接種を迅速に進める - ワクチンの安全性等に係る情報の収集と適切な対策、ワクチン接種に関する積極的なリスコミの実施
⑧医療	- 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備と地域連携の強化 民間事業者等との間で宿泊・自宅療養、相談体制整備に関する協定締結 - 人材育成、DX等による感染症への対応能力を増強 感染症専門医やインфекションコントロールドクターの確保を促すとともに専門知識と技術を持った看護師の確保を促進	- 診断・治療に関する情報等の周知・共有 - 相談・受診から入退院までの流れを早期整備する等、患者に適切な医療を提供する体制を確保する	- 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制を確保し、段階的に体制を切替え - 事前の想定と異なる場合や予防計画及び医療計画に基づく体制を上回る恐れがある場合には、柔軟かつ機動的に対応を行う
⑨治療薬・治療法（新）	- 国と連携し、情報共有体制の整備、研究開発への協力 - 備蓄の検討や、流通、供給体制の整備	国と連携し医療機関等との情報共有や配分・流通を管理	治療法の確立・普及を受けて、治療薬や対症療法薬の確保・適切な配分を図る
⑩検査（新）	- 関係機関との連携により迅速に検査体制の構築に繋げるための準備 民間検査機関等と検査等措置協定を締結、有事における検査体制を確保 - 人材育成を進めるとともに、整備した検査体制について訓練等で実効性を定期的に確認し、適切に見直しを行う	- 海外での発生情報段階から検査体制の早期の整備を目指す 検査に必要な予算・人員の確保をする 地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査実施能力の確保状況について、定期的に国へ報告 公用車搬送に加え、運送事業者等による搬送活用を検討 環境保全研究所等は、国やJIHSと連携し、検査等措置協定締結機関等におけるPCR検査等の検査体制の立ち上げを支援	- 地域ごとの感染症の発生状況や病原体の性状、診断等に資する検体採取部位や検体採取時期、検査方法等を考慮の上、必要な検査が円滑に実施されるよう検査体制を整備し、初動期からの状況変更を踏まえた対応を実施 公用車による検体搬送に加え、運送事業者等による検体搬送を活用
⑪保健（新）	- 人材の育成や連携体制の構築等により、保健所及び環境保全研究所等の体制を整備 - 平時からの情報共有により、有事の際の基盤作りを行う	- 有事体制へ迅速に移行するために準備を行う - 不安を感じ始める住民に対して、国内発生を想定した情報提供・共有を開始する 集団感染（クラスター）の発生した施設の調査に係る外部団体も含めた派遣の検討	- 各種計画や準備期に整備した体制に基づき、迅速に有事体制に移行して県民の生命及び健康を保護する - 地域の実情も踏まえて体制や対応を見直す
⑫物資（新）	- 必要な感染症対策物資等の備蓄・配置を推進する 有事における個人防護具が不足する医療機関等への配布方法を確認	- 感染症対策物資等が不足しないよう、物資の需給状況の確認を適切に行う 個人防護具が不足する医療機関等へ速やかに配布できるよう準備 市町村及び指定地方公共機関は、業務等に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄状況を確認	- 初動期に引き続き、物資の需給状況の確認の上、必要な感染症対策物資等が医療等の現場に届くように調整 引き続き、市町村及び指定地方公共機関は、備蓄状況を随時確認 - 医療機関等で個人防護具の不足又はそのおそれがある場合、県備蓄の配布等の調整を行い、なお不足のおそれがある場合、国備蓄の配布の検討を依頼
⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	- 有事に県民生活や社会経済活動の安定を確保できるよう、体制整備 - 有事の情報共有体制等の整備、業務継続計画策定等事業継続の準備	- 県内での発生に備え、必要な対策の準備を開始 - 事業継続のための感染対策等準備、法令等の弾力的運用の周知等	- 平時の準備を基に県民生活や社会経済活動の安定を確保 - 生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う